

週20時間未満の雇用に係るモデル事業について

～働きづらさを抱える方の働く場を創出する社会実証モデル事業がスタート～

<事業の概要>

様々な働きづらさを抱える方の働く場を創出し、社会からの孤立や貧困等の課題解決を図るため、福岡県就労支援協同組合（県内の障がい者支援施設で組織）が、福岡県、公益財団法人日本財団、飯塚市及び大牟田市と協力し、両市において、フルタイムでは働けなくても、短時間（週20時間未満）であれば働くことができる方を対象とした民間企業の開拓、マッチング等の支援を行う社会実証モデル事業。

<モデル事業の背景>

- 障がいのある方の週20時間未満の雇用は、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の算定基礎とならないため、多くの企業で進んでいないのが現状。
- また、障がい・難病・家族の介護などの理由により、連続して働けなくても、短時間であれば働くことができる方は、数多く存在。
- 誰もが安心して活躍するためには、多様な働き方の創出をめざす取組が必要。
- そこで、障がいのある方の週20時間未満の継続雇用を企業において促進するとともに、様々な働きづらさを抱える人に対象を拡大して、求人開拓、マッチング等を実施するもの。

<モデル事業の詳細>

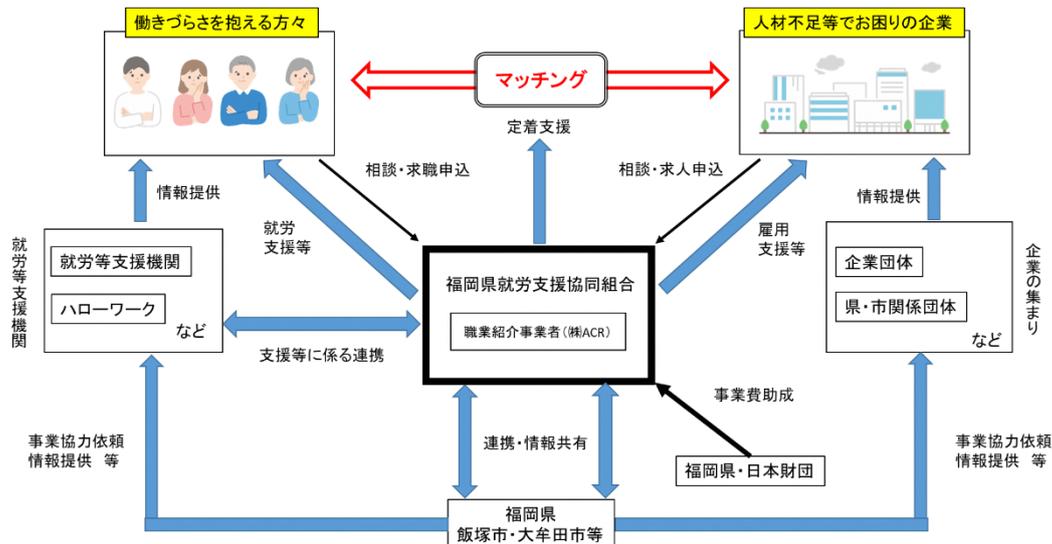
1 事業概要

県内2市（飯塚市・大牟田市）の協力の下、様々な働きづらさを抱える方が短時間（週20時間未満）で働くことができる企業の開拓、マッチングを行い、就労を支援。短時間就労の有効性を実証。

2 内容

- ・就労前後の本人の意識の変化等を調べ、その有効性を実証。
- ・モデル事業支援対象者：60人以上/年（30人以上×2市）
- ・有効性の実証・確認後は、他地域での事例共有を行う。

3 実施体制



4 実施地域

飯塚市・大牟田市

(人口 10 万人以上で、事業への参加者を一定程度確保でき、様々な働きづらさを抱える方の雇用に協力する企業が一定数見込まれる自治体)

5 事業対象者

- ・家庭の事情や健康上の理由で『長時間働けない』『苦手な仕事がある』など、何らかの理由で働きづらさを抱えている方
- ・加えて、既存の支援機関で就労または生活などの支援を受けている方で就労を希望する方

※事業対象者は、福岡県就労支援協同組合が、9月以降、既存の就労等支援機関を通じて募集

6 事業期間

令和4年度からの2年間（令和4年度～令和5年度）

7 今年度スケジュール（予定）

	飯塚市
8月	1回目企業説明会
9月	1回目求職者向け会社説明会、マッチング、就労開始
10月	2回目求職者向け会社説明会、マッチング、就労開始
11月	2回目企業説明会 3回目求職者向け会社説明会、マッチング、就労開始
12月	4回目求職者向け会社説明会、マッチング、就労開始
1月	
2月	
3月	令和4年度就労終了

※ 来年度のスケジュールは未定